3　市町村は、令第十条の求めがあつた場合において、当該求めに係る森林の土地について林地台帳に記載された事項を提供することが森林施業の適切な実施又は森林施業の集約化に資すると認めるときは、当該事項を提供するものとする。

4　市町村は、前項の規定により林地台帳に記載された事項を提供する場合には、当該事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該事項の適切な管理のために必要な条件を付すことができる。

（公表することが適当でない事項）

第百四条の四　法第百九十一条の五第一項の農林水産省令で定める事項は、法第百九十一条の四第一項第一号に掲げる事項とする。

（林地台帳又は森林の土地に関する地図に記載の漏れ又は誤りがある旨の申出）

第百四条の五　法第百九十一条の六第一項の規定による申出は、申出書（一通）を提出してしなければならない。

2　前項の申出書には、申出者が当該申出に係る森林の土地の所有者であることを証する書面を添えなければならない。

第百六条中「の申請書」の下に「、第十四条の二の報告書」を、「第十五条第一項の届出書」の下に「、第十六条の二第一項の申出書、第二十九条の二第一項の申請書、第二十九条の三の申出書、第二十九条の五第一項の申請書」を加え、「並びに同条第二項の再交付申請書」を「、同条第二項の再交付申請書、第百四条の三第一項の申出書並びに第百四条の五第一項の申出書」に改める。

（分収林特別措置法施行規則の一部改正）

第二条　分収林特別措置法施行規則（昭和五十八年農林水産省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第五条第一項第十四号」を「第五条第一項第十五号」に改める。

第四条の次に次の五条を加える。

（募集又は途中募集に係る分収林契約の変更の届出）

第五条　法第七条の規定による届出は、別記様式第三号による届出書を提出してしなければならない。

2　第二条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

（契約条項の変更に係る承認の基準）

第六条　法第十一条第三項第三号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　造林者（造林者を契約当事者としない場合にあつては、造林地所有者。次号において同じ。）又は育林者（育林者を契約当事者としない場合にあつては、育林地所有者。同号において同じ。）がその分収林契約に係る義務を履行するために森林施業を委託して行う場合には、委託先が確保されていること。

二　造林者又は育林者がその分収林契約に係る義務を履行するために森林施業を自ら行う場合には、必要な労働力又は効率的な林業生産を行うために必要な設備が確保されていること。

（法第十四条第三項第一号に掲げる額の算出）

第七条　法第十四条第三項第一号に掲げる額の算出は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除してするものとする。

一　分収林契約に係る樹木（木材として利用することができる部分に限る。）の材積に、法第十四条第二項の規定による請求の時点における木材の単価を乗じて得た額

二　分収林契約に係る樹木の伐採、搬出及び販売に要すると見込まれる費用の額

2　前項第一号に規定する材積の算出に当たつては、効力発生日から変更前の分収林契約の存続期間の満了時までの分収林契約に係る樹木の成長量を勘案するものとする。

（法第十四条第三項第二号に掲げる額の算出）

第八条　法第十四条第三項第二号に掲げる額の算出は、効力発生日から変更前の分収林契約の存続期間の満了時までの間に生ずると同条第二項の規定による請求の時点において見込まれる次に掲げる費用の額を合計してするものとする。

一　法第十四条第三項第二号イに掲げる費用にあつては、労務費、資材費、機械経費、運搬費その他の分収林契約に係る樹木の保育及び管理の実施に要する費用

二　法第十四条第三項第二号ロに掲げる費用にあつては、分収林契約に係る土地を造林又は育林の目的に使用する権利を設定するのに要する費用

（契約条項の変更後の公告事項等）

第九条　法第十七条の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　契約条項の変更の内容

二　法第十二条から第十六条までに規定する手続の経過

別記様式第一号及び第二号を次のように改める。

別記

様式第1号（第2条関係）

分収林契約募集（途中募集）届出書

年　月　日

都道府県知事　殿

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　印

下記のとおり分収林契約に係る募集（途中募集）を行いたいので、分収林特別措置法第5条第1項の規定により届け出ます。

記

事項	内容
① 募集又は途中募集の別	1 募集　2 途中募集
② 分収林契約の種類	1 分収造林契約　2 分収育林契約 3 その他の分収林契約〔①造林に関するもの／②育林に関するもの〕
③ 契約対象樹木の所有形態	1 共有〔①契約当事者全員の共有／②その他〕　2 単独所有
④ 募集（途中募集）の申込期間	年　月　日～　年　月　日
⑤ 分収林契約に係る土地の所在、面積及び所有者	土地の所在
	市町村　大字　字　地番
	地積
	森林簿の林小班
	森林面積（実測面積）
	土地所有者の氏名又は名称
	土地所有者の住所